

樹林地バンク制度

樹林地バンク制度とは、「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現のため、「市街化区域内の樹林地の所有者」と「樹林保全活動グループ」が「樹林地バンク」に登録し、市が仲介して双方を繋ぐことにより、まちなかに残る貴重な緑を保全し、身近な自然を将来にわたって育むことを目的に緑の基本計画に掲げております、市街地に残る樹林地などの緑を保全するための制度です。

緑の市民懇話会（旧市民委員会）において意見を聞きながら進めてきたもので、平成23年度5月から運用しています。

1 内 容

(1) 登録者

- ・ 貸してもよい又は手入れを希望する「樹林地の所有者」
- ・ 樹林の保全、育成、管理等に関心のある市民団体、企業、自治会、学校等

所有者とグループが樹林地バンクに登録し、市が仲介の役割をすることにより、双方が協議の上協定書を締結する。「樹林保全活動グループ」は、協定に基づき樹林保全活動を行う。

(2) 制度のしくみ



- ・ 樹林地所有者
樹林地バンク（市）仲介役へ登録の申込を行う
- ・ 樹林保全活動グループ
樹林地バンク（市）仲介役へ登録の申込を行う

- 樹林地バンク（市）仲介役
樹林地所有者、樹林保全グループへ審査・登録の通知を行う
樹林地所有者へ活動グループの情報提供を行う
樹林保全グループへ樹林地の情報提供、樹林保全活動に関する情報提供を行う
樹林地所有者、樹林保全グループへ自然生態アドバイザーを派遣する
- 樹林地所有者と樹林保全グループが双方で話し合い、協定の締結をする
- 協定締結後、樹林地の整備を行う

(3) 対象樹林地

- 市内の市街化区域(都市計画法第7条に規定)内にある民有の樹林地であること
- 樹林地の所有者等の同意を得られていること

(4) 対象団体

- 目的に則した樹林保全活動を行うグループであること
- 組織として規約等の定めのあること
- 活動の目的及び内容が非営利であること
- 5人以上の構成員がいること